

雇用促進研修

発達障害のある人と共に働くために

発達障害のある人が、強みの部分を発揮して働きつづけるためには、周囲の理解や関わりと、環境整備の視点が欠かせません。そこで、発達障害のある人と共に働くために、障害特性に合った伝え方の工夫や、雇用管理上の配慮点等について、各講師から実践的なお話を聞かせていただき、共に学ぶ機会になればと思います。

※なお、本研修は精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の一環となります。

主催：岡山県・おかやま発達障害者支援センター 共催：岡山労働局

日時

10月20日(金)

13:00～16:30(受付 12:30～)

内容

場所

国際交流センター8階イベントホール
(岡山市北区奉還町2-2-1)

※参加費：無料

※申込締切：10月12日(木)

※FAXにてお申し込みください

(詳細は裏面をご覧ください)

対象

定員80名

障害者雇用検討企業 及び 障害者雇用企業等の人事担当者
自治体、就労支援機関、教育関係(特別支援・進路担当)

講師

広島県発達障害者支援センター
所長 西村 浩二 氏

発達障害者支援センター全国連絡協議会副会長。NPO法人ジョブコーチ・ネットワーク理事等、地域就労支援システムの構築や人材育成に尽力され、支援体制整備に取り組まれています。

発達障害とは

発達障害者支援法において、発達障害は広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害など、通常低年齢で発現する脳機能の障害と定義されています。

- 言語の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会的な障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害(PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害(ADHD)

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害(LD)

- 「読む」「書く」「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※この他、トレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれます。

図：厚生労働省 パンフレット「発達障害の理解のために」参照

特性の表れ方は多様であるため、一人ひとりに合った支援が必要となります。

● ワークショップ (13:05～14:35)

「発達障害の特性と職業的課題」
～特性を考慮した評価の伝え方、折り合いのつけ方～

講師：西村 浩二 氏

(広島県発達障害者支援センター所長)

内容：会社の作業場面・相談場面の模擬映像を見せながら、発達障害の特性に基づく対応方法や工夫についてお話しいただきます。

● 雇用支援施策等に関する情報提供 (岡山労働局)

● シンポジウム(15:00～16:25)

「発達障害のある人の就労継続にむけて」

(1)岡山県の取組紹介

(おかやま発達障害者支援センター)

内容：発達障害のある人が働く企業と、送り出す支援機関の両方を対象に、就労継続のための工夫・課題・雇用のメリット等を聞いた調査や、発達障害のある人を職場研修生として県内の部署で受け入れる取組等について紹介します。

(2)企業での実践「発達障害のある社員が長く働くために」

講師：櫻田 満志 氏

(ベネッセビジネスメイト代表取締役社長)

内容：発達障害のある社員が働きやすい職場環境や仕組みづくり等の取組事例と課題等についてご紹介いただきます。また、支援機関や企業同士のネットワークづくりに取り組まれている点についてもご紹介いただきます。

(3)行政での実践「職場研修生の受入経験を通して」

講師：清岡 憲二 氏

(岡山県教育庁特別支援教育課 総括副参事)

内容：「発達障害のある人の職場研修事業」の受入部署のひとつとして、研修を通して工夫したこと、受入側として経験したこと、気づいたこと等についてご紹介いただきます。